

## 社会福祉法人まりやの郷 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まりやの郷（以下、法人という）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる者であり、理事・監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第8条及び第21条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬並びに費用の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対して以下のとおり報酬並びに費用を支給する。

- (1) この法人の役員に対して、理事会出席の都度、1人一律5,000円を支給する。
- (2) この法人の評議員に対して、評議員会出席の都度、1人一律5,000円を支給する。
- (3) この法人の役員に対して、評議員会の出席がある場合その都度、1人一律5,000円を支給する。
- (4) この法人の役員及び評議員に対して、理事会及び評議員会の出席に伴い発生する交通費の実費を以下のとおり支給するものとする。
  - ① 栗原市内については支給しない
  - ② 50km～500kmについては鉄道運賃（特急料金を含む。グリーン車料金はなし。）
  - ③ 500km以上については航空運賃

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) この法人の役員及び評議員の本籍の所属団体・企業の都合等により、報酬を受け取れな

いという方から受取を辞退されれば支給しない。

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を本人に支給する。

2 前項の支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施工する。